

税制改正特集

- ・法人課税の改正
- ・消費課税の改正

36協定届の様式変更

アクシスグループ

税理士法人 アクシス
社会保険労務士法人 アクシス
行政書士法人 アクシス
川人広平 公認会計士事務所
株式会社 徳島経理代行センター
株式会社 高松経理代行センター
株式会社 マネジメント・スタッフ
有限会社 エムエスサービス

【徳島本社】 〒770-0051
徳島市北島田町 1 丁目 3 番地 3
TEL 088-631-8119 FAX 088-632-6543

【吉野川支店】 〒776-0005
吉野川市鴨島町喜来字宮北485番地1
TEL 0883-26-0182 FAX 0883-26-0187

【高松支店】 〒760-0079
香川県高松市松縄町1050-27
TEL 087-814-5875 FAX 087-814-5876

平成31年度 税制改正の概要

資産課税
の改正

法人課税
の改正

消費課税
の改正

個人所得課税
の改正

(↑先月号で
解説済み)



本号では、**法人課税・消費課税の改正点**についてお話をさせていただきます。

◆ 法人課税の改正

「デフレ脱却と経済再生を税制からも支援する」という前年度までの流れを引き継ぎ、中小企業向けの優遇税制の多くが拡充・延長されることになりました。また、わが国の“技術立国”としての立ち位置が揺らぎつつある現状を踏まえ、研究開発税制も大幅に拡充されます。特に、イノベーションの担い手として期待されるベンチャー企業の試験研究に対しては、極めて大きな税メリットが与えられることになりました。

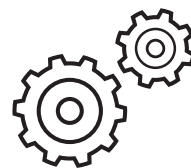


① 研究開発税制の見直し

政府は「経済財政運営と改革の基本方針2018（骨太の方針）」や「科学技術基本計画」において、「2020年までに官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とする」という高い目標を掲げていますが、様々なアプローチから企業の研究開発を活性化させる手立てを講じなければ、その達成は難しいと指摘されています。そこで今回、**税制面からも企業の研究開発投資を力強く支援するため、研究開発税制が見直されることになりました。**

改正の概要

- ① 試験研究費の総額に係る税額控除制度（いわゆる総額型）の拡充
- ② 試験研究費が平均売上金額の10%を超える場合における税額控除制度の上乗せ特例
- ③ 特別試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し（オープンイノベーション型）
- ④ 平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除制度



② 中小企業者等に対する軽減税率の延長

地域経済の中核を担う中小企業は深刻な人手不足に直面しており、生産性向上や経営に対する支援を強化していく必要があります。このため、**中小企業の設備投資を促進し、経営を支援**する観点から、中小企業者等に係る**軽減税率の特例が2年間延長**されます。軽減税率の適用期限が「2021年3月31日までに開始する事業年度」まで延長されます。

③ 租税特別措置における「みなし大企業」の範囲の見直し

実質的には大企業であるにも関わらず「中小企業支援」を目的とした優遇税制の適用を受けられるケースがあることから、**一定の要件を満たす中小企業は「みなし大企業」として優遇税制の適用対象から除外**されています。今回、この「みなし大企業」の範囲が拡大＝優遇税制の適用対象となる中小企業の範囲が狭められることになりました。

④ 法人税における仮想通貨の評価方法等

（１）改正の背景

企業会計基準委員会（ASBJ）は昨年3月、**仮想通貨に関する企業会計上のルール**を「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」として取りまとめ、公表しました。これを受けて、**仮想通貨に関する税務上の取扱いについても明確化**されることになりました。

（２）改正の概要

法人税における仮想通貨の評価方法等について、右のとおり時価法を導入する等の措置が講じられます。



①

法人が事業年度末に有する仮想通貨のうち、活発な市場が存在する仮想通貨については、時価評価により評価損益を計上する。

②

法人が仮想通貨を譲渡した場合の譲渡損益は、その譲渡契約をした日の属する事業年度に計上する。

③

仮想通貨の取得原価を計算する場合の「一単位当たりの帳簿価額」の算出方法を、原則として移動平均法とする。ただし、継続適用することを要件として、総平均法を用いることも可能。

④

法人が事業年度末に有する未決済の仮想通貨の信用取引等については、事業年度末に決済したものとみなして計算した損益相当額を計上する。

◆ 消費課税の改定

税制改正大綱の中で、2019年10月に消費税率の引き上げを“確実に”行うことが明記されました。ただし、合わせて導入される軽減税率制度の詳しい中身に対する言及はなく、「制度の円滑な実施に向け万全を期す」という記載に止まっています。また、税率引上げにより自動車取得時の負担、あるいは自動車ユーザーの負担が増えることを考慮し、**エコカー減税や自動車税のグリーン化特例等の大幅な見直し**が行われることになりました。

① 車体課税の見直し

（１）改正の背景

消費税率10%への引上げによる自動車需要の低下を抑えるため、自動車の保有に係る税負担が恒久的に引き下げられます。それと同時に、燃費性能の優れた自動車や先進安全技術搭載車への買い替えを促進するため、**エコカー減税や自動車税のグリーン化特例等が大きく見直**されます。

（２）改正の概要

①自動車税の見直し

自家用乗用車（三輪の小型自動車を除く）に係る種別割の税率が、右表のように見直されます。右表の税率は、2019年10月1日以後に新車新規登録を受けたものから適用されます。

総排気量	現行	改正率
1,000cc 以下	29,500 円	25,000 円
1,000cc 超 1,500cc 以下	34,500 円	30,500 円
1,500cc 超 2,000cc 以下	39,500 円	36,000 円
2,000cc 超 2,500cc 以下	45,000 円	43,500 円
2,500cc 超 3,000cc 以下	51,000 円	50,000 円
3,000cc 超 3,500cc 以下	58,000 円	57,000 円
3,500cc 超 4,000cc 以下	65,500 円	65,500 円
4,000cc 超 4,500cc 以下	75,500 円	75,500 円
4,500cc 超 6,000cc 以下	88,000 円	87,000 円
6,000cc 超	111,000 円	110,000 円

② エコカー減税

いわゆるエコカー減税による税率の軽減割合が見直された上で、適用期限が延長されます。

③ 自動車税のグリーン化特例の見直し

自家用自動車に係るグリーン化特例の適用対象が、**電気自動車等**（電気自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、軽油自動車）に**限定**されます。

④ 自動車税環境性能割の導入

消費税率の引上げに伴って廃止される自動車取得税に代わり、2019年10月1日より自動車税、軽自動車税の「**環境性能割**」という**新税が導入**されます。



36 協定届の様式変更

改正労基法で**残業時間の上限**が定められ、**平成31（2019）年4月から、36協定届の様式が変わります。**



36協定とは…

1週40時間、1日8時間を超えて従業員に働いてもらう場合は、会社と従業員の過半数代表者との間で36協定を締結し、労働基準監督署へ届け出なければなりません。

つまり、**残業のある会社は36協定が必要です。**

1. 新様式での届出について

36協定で2019年4月1日以後の期間のみを定めている場合は、新様式で届出します。2019年3月31日を含む協定は、その期間の初日から1年を経過する日までは、旧様式（現行様式）で届出ができ、内容も改正前の労基法36条、施行規則、限度基準告示が適用されます。なお、中小企業は、2020年4月から適用されますので、上記「2019年」を「2020年」と読み替えてください。

2. 新様式の協定届の種類（主なもの）

次の種類が用意されています。

- ・ 特別条項がない場合（様式第9号）
- ・ 特別条項がある場合（様式第9号の2）・・・2枚1組
- ・ 新技術、新商品等の研究開発に従事する労働者（様式第9号の3）
- ・ 自動車の運転業務、建設事業、医業に従事する医師※（様式第9号の4）

※改正法施行5年後に上限規制を適用



3. 旧様式と新様式（様式第9号）との記載項目の違い（主なもの）

記載項目		旧様式	新様式
労働保険番号・法人番号		なし	あり
所定労働時間（1日）		必須	（任意）
延長することができる 時間数	1日	法定超の時間数	・ 法定超の時間数 ・ 所定超の時間数（任意）
	1年		
	1カ月	（1日を超え3カ月以内の期間の） 法定超の時間数	（1カ月の） ・ 法定超の時間数 ・ 所定超の時間数（任意）
所定休日		必須	（任意）
「時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1カ月について100時間未満でなければならず、かつ2カ月から6カ月までを平均して80時間を超過しないこと」の定め		なし	チェックボックスに要チェック （チェックがない場合は有効な協定届とはならない）

様式第9号の2では、「限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置」についての記載が必要になりました。

様式第9号の3では、「労働基準法第36条第4項で定める時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置」についての記載が必要です。

**ご不明点は社会保険労務士法人アクシスに
お気軽にご相談ください。**

